

平成25年 4月10日
水管理・国土保全局
砂防部保全課

派遣した地すべり専門家の調査結果に基づき、上越市は板倉区国川地すべり対策地の避難勧告を1年1ヵ月ぶりにすべて解除しました

平成24年3月7日に発生した新潟県上越市板倉区国川地内における地すべり災害について新潟県の実施する対策工事が概ね完了したため、県と上越市が合同で地域の安全性を調査するのにあたり、県からの依頼を受け地すべり専門家を派遣しました。

調査結果に基づき市は、平成24年3月8日から発令していた避難勧告のうち一部残っていた避難勧告（4世帯11名）を、本日午前9時30分に全て解除しました。

1 地すべり専門家

独立行政法人 土木研究所 雪崩・地すべり研究センター
秋山 一弥 センター所長
丸山 清輝 研究員
桂 真也 研究員
畠田 和弘 交流研究員

2 派遣日程

平成25年4月9日(火)

3 派遣先

新潟県上越市板倉区国川地内

別紙－1 地すべりの発生からの経緯

(参考－1)土砂災害 防止法の改正

(参考－2)板倉区国川地すべり災害に係る避難勧告の解除について(上越市)

問 い 合 わ せ 先

水管理・国土保全局砂防部保全課

保全調整官 西井洋史 (内線36-202)

課長補佐 山本 悟 (内線36-232)

代表 03-5253-8111

直通 03-5253-8469

FAX 03-5253-1611

地すべりの発生からの経緯

いせつく ことかわ

位置図



- ・平成24年3月7日、新潟県上越市板倉区国川地内において、融雪による地すべりが発生。
- ・新潟県は、8日に地すべり及び都道府県で初めて土砂災害防止法第26条に基づく緊急調査に着手。
- ・平成24年4月6日、災害関連緊急地すべり対策事業採択。
- ・主要な対策工完了に伴い平成25年4月9日現地調査を実施。10日に上越市が避難勧告を解除。

経過写真



- 【地すべり規模】
- 幅 約150m
 - 長さ 約500m
 - 深さ 約20m
 - 移動距離 約250m
 - 移動土砂量 約75万m³
 - 被害
 - ・住家4戸及び非住家7戸損壊
 - ・県道三和新井線通行止
- ※人的被害は無し

新潟県による対応経緯

- 平成24年
- 3/7 地すべり発生
 - 3/8 緊急調査着手
 - 3/9 土砂災害緊急情報1号 (被害想定範囲設定)
 - 3/9 国川地区 21世帯80名に避難勧告
 - 3/9 応急対策着手
 - 3/9 土砂災害緊急情報2号 (被害想定範囲拡大)
 - 3/10 災害救助法の適用。機材追加支援
 - 3/13 土砂災害緊急情報3号 (被害想定範囲再拡大)
 - 3/27 土砂災害緊急情報4号 (被害想定範囲縮小)
 - 4/6 災害関連緊急地すべり対策事業採択
 - 5/21 土砂災害緊急情報5号 (緊急調査終了)
 - 6/28 避難勧告を大幅縮小
 - 7/3 現地調査
 - 7/3 避難勧告の一部解除
- 平成25年
- 4/9 現地調査
 - 4/10 避難勧告全域解除

災害関連緊急地すべり対策事業
融雪に伴い発生した地すべりに対して、
新潟県が実施していた主要な対策工が完
了。

【国川地区(新潟県)】

事業費 : 約24.6億円

主な対策工 : 排土工、アンカー工

保全対象 : 人家24戸、県道



H24.5.21 避難勧告解除
16世帯66名

国川集落

H25.4.10 避難勧告解除
(4世帯11名)

H24.7.3 避難勧告解除
1世帯5名

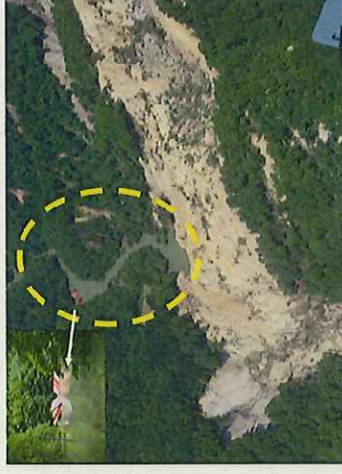
県道三和新井線

平成25年4月4日撮影

土砂災害防止法の改正

背景

- ①岩手・宮城内陸地震(H20)、新潟県中越地震(H16)の際、多数の**天然ダム(河道閉塞)**が形成が形成され、県など地元自治体からの要請を受け、国が支援を実施。
- ②天然ダム、火山噴火に伴う土石流、地滑りによる大規模な土砂災害が急迫している場合、
・ひとたび発生すると**広範囲に多大な被害が及ぶおそれ**
・時々刻々と状況が変化し、**リスクの把握に技術力が必要**



岩手・宮城内陸地震による天然ダム



当初想定された磐井川下流域の避難対象エリア (天然ダム(河道閉塞)から概ね20km)

課題

- 大規模な土砂災害が急迫している場合について
- ①住民に避難指示をする権限は**市町村**にあるが、**技術力が不足し、避難指示の判断の根拠となる情報自ら入手することが困難。**
このため、**国又は都道府県による技術的支援が必要。**
 - ②**国と都道府県の役割や関与が不明確。**

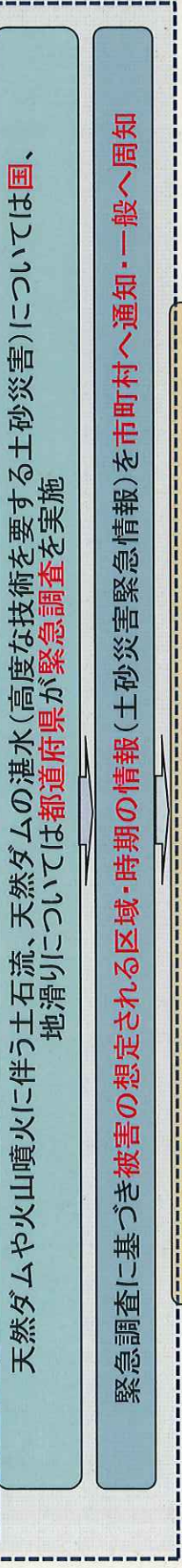
法改正の目的

- ①大規模な**土砂災害が急迫**している状況において、**市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう**
国又は都道府県が被害の想定される区域・時期の情報を提供
- ②高度な技術を要する土砂災害については**国、その他の土砂災害については都道府県の役割や関与を法律上明確化**

概要

大規模な土砂災害が急迫〔天然ダム、火山噴火に伴う土石流、地滑り等〕

今回の追加事項



情 報 提 供

報道機関 各位

上 越 市 役 所

〒943-8601 上越市木田 1 丁目 1 番 3 号

TEL (025)526-5111

FAX (025)526-6111

表 題	板倉区国川地すべり災害に係る避難勧告の解除について
と き	—
と ころ	—
内 容	<p>板倉区国川で発生した地すべりに伴い、これまで避難勧告を公表していましたが、次のとおり避難勧告を解除します。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 解除日時 4月10日(水)午前9時30分2. 解除対象 上越市板倉区国川 対象世帯数 4世帯 対象人数 11人3. 解除の理由 新潟県が設定した「被害が想定される土地の区域」が全面解除され、避難の必要がなくなったため。 <p>※ 避難勧告解除に関する市長コメント…別紙のとおり</p>
問 合 せ	防災危機管理部 防災危機管理課 広報主任 岩野副課長 (内線 1862)

板倉区国川地内の地すべり災害に係る避難勧告の 全面解除について

上越市長コメント

本日、9時30分に4世帯11人の皆さんへの避難勧告を解除いたしました。

復旧工事が進み、地域の安全性が確認されたことは、大変喜ばしいことであり、災害復旧にご尽力いただいております皆様方に深く感謝を申し上げますとともに、地域をあげて復興に取り組んでおられる地元町内会の皆様にあらためて敬意を表するものであります。

4世帯11人の皆さんにおかれましては、避難勧告の解除後も避難生活を余儀なくされておられます。

市といたしましても、一日も早い生活再建が実現するよう、引き続き支援を行ってまいります。

平成25年4月10日

上越市長 村山秀幸